議案第６４号

江別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

江別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年１１月２６日提出

江別市長　後　藤　好　人

江別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（江別市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　江別市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７３．７５」に改める。

第１７条の３第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５３．７５」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600	
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300	
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100	
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500	

32	250, 400	286, 400	321, 300	368, 100	393, 500	426, 200	472, 200	
33	251, 500	287, 200	322, 500	369, 800	394, 600	426, 900	472, 700	
34	252, 400	288, 000	323, 800	371, 600	395, 500	427, 600	473, 100	
35	253, 300	288, 800	325, 200	373, 400	396, 500	428, 200	473, 500	
36	254, 300	289, 400	326, 500	375, 200	397, 500	428, 900	473, 900	
37	255, 300	290, 100	327, 800	376, 700	398, 300	429, 500	474, 300	
38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100	474, 600	
39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600	474, 900	
40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000	475, 200	
41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400	475, 500	
42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800	
43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100	
44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400	
45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700	
46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800		
47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100		
48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400		
49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600		
50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900		
51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100		
52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400		
53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600		
54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900		
55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200		
56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500		
57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700		
58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000		
59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300		
60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500		
61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700		
62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000		
63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300		
64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500		
65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700		
66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000		
67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300		
68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500		
69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700		

70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000		
71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300		
72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500		
73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700		
74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400			
75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700			
76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900			
77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100			
78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400			
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700			
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900			
81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100			
82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400			
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700			
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900			
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100			
86	275, 500	315, 300	366, 500					
87	275, 800	315, 600	366, 900					
88	276, 100	315, 900	367, 300					
89	276, 400	316, 200	367, 500					
90	276, 700	316, 500	367, 900					
91	277, 000	316, 800	368, 300					
92	277, 300	317, 100	368, 700					
93	277, 600	317, 300	368, 900					
94		317, 500	369, 200					
95		317, 800	369, 600					
96		318, 200	369, 900					
97		318, 400	370, 200					
98		318, 700	370, 600					
99		319, 000	371, 000					
100		319, 400	371, 400					
101		319, 600	371, 900					
102		319, 900	372, 300					
103		320, 200	372, 700					
104		320, 500	373, 100					
105		320, 700	373, 600					
106		321, 000	374, 000					
107		321, 300	374, 300					

	108		321,600	374,600					
	109		321,800	375,000					
	110		322,100						
	111		322,500						
	112		322,800						
	113		323,000						
	114		323,200						
	115		323,500						
	116		323,900						
	117		324,100						
	118		324,300						
	119		324,600						
	120		324,900						
	121		325,200						
	122		325,400						
	123		325,700						
	124		326,000						
	125		326,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 ＼ 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	円	円	円	円	円	円	円
1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600
37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400

38	283, 500	301, 400	325, 300	347, 200	386, 400	448, 500	491, 200
39	284, 200	301, 900	326, 100	348, 300	387, 800	449, 700	491, 900
40	284, 900	302, 300	326, 900	349, 400	389, 100	450, 900	492, 600
41	285, 600	302, 700	327, 600	350, 200	390, 400	452, 100	493, 400
42	286, 200	303, 200	328, 500	351, 300	391, 800	453, 100	
43	286, 900	303, 600	329, 500	352, 400	393, 100	454, 200	
44	287, 500	304, 100	330, 400	353, 400	394, 400	455, 300	
45	288, 300	304, 600	331, 300	354, 300	395, 900	456, 300	
46	289, 000	305, 000	332, 300	355, 200	397, 100	456, 800	
47	289, 700	305, 500	333, 300	356, 200	398, 200	457, 300	
48	290, 300	305, 900	334, 200	357, 200	399, 400	457, 700	
49	290, 800	306, 400	335, 100	358, 400	400, 500	458, 300	
50	291, 300	306, 800	336, 000	359, 700	401, 400	458, 800	
51	291, 700	307, 300	337, 000	360, 900	402, 400	459, 200	
52	292, 100	307, 800	338, 000	362, 100	403, 300	459, 700	
53	292, 400	308, 200	338, 800	363, 000	403, 900	460, 200	
54	292, 900	308, 600	339, 700	364, 200	404, 700	460, 600	
55	293, 300	309, 100	340, 700	365, 300	405, 500	460, 900	
56	293, 700	309, 500	341, 600	366, 600	406, 300	461, 200	
57	294, 100	310, 000	342, 500	367, 600	407, 000	461, 600	
58	294, 500	310, 700	343, 400	368, 500	407, 700		
59	294, 800	311, 400	344, 400	369, 600	408, 400		
60	295, 100	312, 100	345, 300	370, 800	409, 000		
61	295, 500	312, 800	346, 200	371, 900	409, 600		
62	295, 900	313, 700	347, 300	373, 100	410, 200		
63	296, 300	314, 600	348, 500	374, 300	410, 900		
64	296, 600	315, 300	349, 700	375, 300	411, 500		
65	296, 900	316, 000	350, 400	376, 300	412, 200		
66	297, 300	316, 900	351, 500	377, 300	412, 700		
67	297, 700	317, 700	352, 600	378, 400	413, 300		
68	298, 000	318, 500	353, 500	379, 500	413, 800		
69	298, 400	319, 200	354, 600	380, 300	414, 200		
70	298, 900	320, 100	355, 300	381, 400	414, 800		
71	299, 300	321, 000	356, 400	382, 500	415, 200		
72	299, 600	321, 800	357, 500	383, 500	415, 500		
73	300, 000	322, 700	358, 600	384, 200	415, 800		
74	300, 500	323, 500	359, 800	385, 000	416, 300		
75	301, 000	324, 400	360, 900	385, 800	416, 700		

76	301, 500	325, 300	362, 000	386, 500	417, 000		
77	302, 000	326, 100	363, 100	387, 100	417, 300		
78	302, 500	327, 000	364, 200	387, 600	417, 800		
79	303, 100	327, 900	365, 200	388, 100	418, 300		
80	303, 500	328, 700	366, 300	388, 600	418, 700		
81	304, 000	329, 200	367, 200	389, 200	419, 000		
82	304, 400	329, 900	368, 200	389, 700	419, 400		
83	304, 900	330, 700	369, 100	390, 200	419, 900		
84	305, 400	331, 500	370, 100	390, 700	420, 300		
85	305, 800	332, 300	371, 000	391, 100	420, 700		
86	306, 200	333, 100	371, 800	391, 500			
87	306, 700	334, 100	372, 600	392, 100			
88	307, 200	335, 100	373, 400	392, 600			
89	307, 600	336, 000	374, 000	392, 900			
90	308, 100	337, 000	374, 600	393, 400			
91	308, 600	338, 000	375, 200	393, 700			
92	309, 100	339, 000	375, 800	394, 000			
93	309, 600	339, 800	376, 200	394, 600			
94	309, 900	340, 500	376, 600	395, 100			
95	310, 400	341, 200	377, 100	395, 600			
96	310, 900	341, 800	377, 500	396, 100			
97	311, 400	342, 200	378, 000	396, 700			
98	311, 900	342, 500	378, 400	397, 200			
99	312, 300	343, 000	378, 900	397, 700			
100	312, 700	343, 600	379, 300	398, 100			
101	313, 100	344, 000	379, 600	398, 700			
102	313, 500	344, 500	380, 100	399, 200			
103	313, 900	345, 100	380, 400	399, 700			
104	314, 200	345, 600	380, 700	400, 200			
105	314, 500	346, 000	381, 100	400, 800			
106	314, 900	346, 500	381, 600	401, 200			
107	315, 300	347, 000	382, 100	401, 700			
108	315, 600	347, 500	382, 600	402, 200			
109	315, 800	347, 900	383, 100	402, 800			
110	316, 100	348, 200	383, 600				
111	316, 300	348, 500	384, 100				
112	316, 600	348, 800	384, 500				
113	316, 900	349, 100	384, 900				

114	317, 100	349, 500	385, 300				
115	317, 400	349, 800	385, 800				
116	317, 600	350, 100	386, 300				
117	317, 900	350, 300	386, 700				
118	318, 100	350, 600	387, 200				
119	318, 400	350, 900	387, 700				
120	318, 700	351, 100	388, 200				
121	319, 000	351, 300	388, 500				
122	319, 300	351, 600					
123	319, 600	351, 900					
124	319, 900	352, 200					
125	320, 100	352, 400					
126	320, 300	352, 700					
127	320, 600	353, 000					
128	321, 000	353, 200					
129	321, 200	353, 400					
130	321, 500	353, 600					
131	321, 800	353, 900					
132	322, 200	354, 100					
133	322, 400	354, 400					
134	322, 700	354, 800					
135	323, 000	355, 200					
136	323, 300	355, 600					
137	323, 500	355, 900					
138	323, 800	356, 300					
139	324, 100	356, 700					
140	324, 400	357, 100					
141	324, 600	357, 400					
142	324, 900	357, 800					
143	325, 300	358, 100					
144	325, 600	358, 500					
145	325, 800	358, 800					
146	326, 000	359, 200					
147	326, 300	359, 600					
148	326, 600	360, 000					
149	326, 800	360, 300					
150	327, 000	360, 700					
151	327, 300	361, 100					

	152	327,600	361,500					
	153	328,000	361,800					
	154	328,200						
	155	328,400						
	156	328,700						
	157	329,000						
	158	329,300						
	159	329,600						
	160	329,900						
	161	330,300						
	162	330,600						
	163	330,900						
	164	331,200						
	165	331,600						
	166	331,900						
	167	332,200						
	168	332,500						
	169	332,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700

備考　この表は、江別市夜間急病センターに勤務する看護師及び准看護師である職員並びにこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員に適用する。

第２条　江別市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当、転居手当」を加える。

第９条の４の次に次の２条を加える。

（単身赴任手当）

第９条の５　勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転

し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　単身赴任手当の月額は、３０，０００円とする。

３　国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

４　前３項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（転居手当）

第９条の６　職員が異動等に伴って特定転居元から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、往来距離（往来距離により難い特別の事情があるものとして規則で定める場合には、規則で定める区間の距離。次項において同じ。）が規則で定める距離以上であるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から３年間（単身赴任手当支給職員にあっては、前条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当が支給される間）、転居手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

２　転居手当の月額は、４３，０００円（単身赴任手当支給職員にあっては、１０５，０００円）を超えない範囲内で往来距離の区分に応じて規則で定める額とする。

３　第１項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となったとき又は同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員以外の職員が単身赴任手当支給職員となったときは、転居手当を支給することが適当でない場合として規則で定める場合を除き、引き続き転居手当を支給する。この場合において、同項の規定により転居手当を支給されている単身赴

任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となった場合における当該転居手当を支給する期間は、規則で定める。

4　第１項の規定により転居手当を支給されている職員が、異動等に伴って同項の規定により新たに転居手当を支給されることとなるときは、現に支給されている転居手当の支給は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により新たに転居手当を支給される月の前月で終わるものとする。

5　国家公務員若しくは給料表の適用を受けない地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者（任用の事情等を考慮して規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして規則で定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務箇所に変更があり、当該変更に伴って住居を移転したものその他第１項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、規則の定めるところにより、前各項の規定に準じて、転居手当を支給する。

6　前各項に規定するもののほか、転居手当の支給額の改定その他転居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

7　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 異動等　勤務箇所を異にする異動又は職員の在勤する勤務箇所の移転

(2) 特定転居元　異動等に伴って住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であって、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して規則で定める場所（単身赴任手当支給職員にあっては、配偶者の住居）

(3) 往来距離　規則で定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離

(4) 単身赴任手当支給職員　前条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員

第１５条中「初任給調整手当の月額」の次に「、転居手当の月額（単身赴任手当支給職員にあっては、その者の往来距離の区分と同一の区分に係る単身赴任手当支給職員以外の職員の転居手当の月額に相当する額）」を加える。

第１６条第１項及び第２項を次のように改める。

住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）

(2) 第９条の５第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（

当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１６，０００円を控除した額

イ　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１に相当する額が１７，０００円を超えるときは、１７，０００円）に１１，０００円を加算した額

(2) 前項第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第１７条第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の７３．７５」を「１００分の７２．５」に改める。

第１７条の３第２項第１号中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に改める。

附則第１９項中「職員の居住地」を「住宅の所在地」に、「同項第１号」を「同項第１号ア」に、「同項第２号」を「同号イ」に改める。

（江別市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第３条　江別市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成２０年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第４条　江別市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

（江別市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第５条　江別市特別職の職員の給与に関する条例（昭和３１年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第６条　江別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

（江別市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第７条　江別市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改める。

第１６条第２項中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改める。

第８条　江別市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「以下同じ。）」の次に「、扶養手当」を、「宿日直手当」の次に「、住居手当」を加え、同条第２項中「初任給調整手当」の次に「、扶養手当」を加え、「夜間勤務手当及び宿日直手当」を「夜間勤務手当、宿日直手当及び住居手当」に改める。

第４条の２の次に次の１条を加える。

（扶養手当及びこれに相当する報酬）

第４条の３　扶養親族のある会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）には、給与条例の適用を受ける職員の例により、扶養手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、これに相当する報酬）を支給する。

第１４条の次に次の１条を加える。

（住居手当及びこれに相当する報酬）

第１４条の２　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）には、給与条例の適用を受ける職員の例により、住居手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、これに相当する報酬）を支給する。

第１５条第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「及びこれ」を「及び扶養手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、これに相当する報酬）の月額並びにこれら」に改める。

第１６条第２項中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改める。

（江別市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第９条　江別市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５５年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当、転居手当」を加える。

第７条の次に次の２条を加える。

（単身赴任手当）

第７条の２　単身赴任手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2) 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前号の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員

（転居手当）

第７条の３　転居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 職員が異動等に伴って住居を移転した場合において、移転前の住居から当該異動等の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して困難であると認められ、かつ、往来距離が市長が定める距離以上である職員

(2) 新たに職員となった者又は異動等に準ずるものがあった職員であって、これらに伴い勤務箇所に変更があり、当該変更に伴って住居を移転したものその他前号の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員

第１７条第２項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削る。

第１９条第２項中「初任給調整手当」の次に「、扶養手当」を、「宿日直手当」の次に「、住居手当」を加え、同条第４項中「第３条、第５条、第７条、第８条」を「第３条から第８条まで」に改める。

（江別市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第１０条　江別市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例（昭和４３年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項ただし書中「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第３項において同じ。）」を「配偶者」に改め、同項第１号中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母」を「父母」に改め、同項第４号中「夫、子」を「子」に改め、同条第３項第１号を次のように改める。

(1) １人　補償基礎額に１７５を乗じて得た額

第１３条第１項第６号中「夫、子」を「子」に、「夫、父母」を「父母」に改める。

附則第４条の２第２項中「夫、父母」を「父母」に、「において読み替えられる」を「の規定により読み替えて適用する」に改め、同条第３項中「において読み替えられる」を「の規定により読み替えて適用する」に、「夫、父母」を「父母」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第１１条　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４２年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当、転居手当」を加える。

第５条の次に次の２条を加える。

（単身赴任手当）

第５条の２　単身赴任手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2) 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが困難であると認

められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前号の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員

（転居手当）

第５条の３　転居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 職員が異動等に伴って住居を移転した場合において、移転前の住居から当該異動等の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して困難であると認められ、かつ、往来距離が管理者が定める距離以上である職員

(2) 新たに職員となった者又は異動等に準ずるものがあった職員であって、これらに伴い勤務箇所に変更があり、当該変更に伴って住居を移転したものその他前号の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員

第１５条第２項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削る。

第１７条第２項中「初任給調整手当」の次に「、扶養手当」を、「宿日直手当」の次に「、住居手当」を加え、同条第４項中「第３条」の次に「、第４条」を、「第４条の２」の次に「、第４条の４」を加える。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条及び第８条から第１１条までの規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（江別市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第１７条第２項及び第３項並びに第１７条の３第２項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和８年４月１日から、第１条の規定（給与条例第１７条第２項及び第３項並びに第１７条の３第２項の改正規定に限る。）、第３条の規定、第５条の規定及び第７条の規定による改正後の各条例の規定は、同年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　この条例の規定（第１条、第３条、第５条及び第７条の規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の各条例の規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前の各条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例の規定による改正後の各条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

４　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。